

井原市公共交通会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、井原市公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省中国運輸局岡山支局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、岡山県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認めるもの

2 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長、副会長及び監査委員)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1人並びに監査委員2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、交通会議の会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 監査委員は、交通会議の出納監査を行い、その結果を会長に報告する。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的事項、その内容、日時、場所等を通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第6条 会議の議決は、委員による全会一致を原則とする。

2 前項により難い場合は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、当該委員が出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第7条 会議において協議が調った事項に関しては、委員及び関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、総合政策部企画振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

(会議招集の特例)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の交通会議は、市長が招集する。

附 則 (平成27年2月16日告示第10号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日告示第20号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月19日告示第127号)

この要綱は、告示の日から施行する。